

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成30年3月23日（金） 午後2時31分から
午後4時27分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、井上明夫、嶋幸一、木田昇、小嶋秀行、久原和弘、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、古手川正治、守永信幸、尾島保彦

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第44号議案から第50号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第22号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の検討状況について、県道中津高田線（仮）今津大橋上部工工事の進捗状況について及び大分県高齢者居住安定確保計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
議事課議事調整班 主幹 増永康弘

土木建築委員会次第

日時：平成30年3月23日（金） 14：30～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

14：30～16：20

(1) 付託案件の審査

- 第 1 号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 10号議案 平成30年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
- 第 11号議案 平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
- 第 44号議案 平成30年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
- 第 45号議案 県道路線の変更について
- 第 46号議案 工事請負契約の変更について
- 第 47号議案 工事請負契約の変更について
- 第 48号議案 大分県道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 49号議案 大分県屋外広告物条例の一部改正について
- 第 50号議案 工事請負契約の締結について

(2) 合議案件の審査

- 第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

- ①大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の検討状況について
- ②県道中津高田線（仮）今津大橋上部工工事の進捗状況について
- ③大分県高齢者居住安定確保計画の一部改定について
- ④大分県立病院大規模改修1期工事の進捗状況について

(4) その他

3 協議事項

16：20～16：30

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日は、委員外議員として、麻生議員、古手川議員、守永議員、尾島議員が出席されています。

ここで委員外議員の皆さまにお願いいたします。

発言を希望される場合は、委員の質疑・討論終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆さまには、あらかじめ御了解をお願いします。

それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案10件及び合議1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 それではまず、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算の総括的な内容について、御説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。平成30年度当初予算説明資料（土木建築部）です。

まず、1の歳出予算の表の一番左の列、一般会計ですが、土木建築部の予算額につきましては、中ほどの土木建築部（A）の欄、上から7番目の計の欄、太字で記載しておりますとおり、当初予算額は、915億6,626万4千円を計上しており、本年度当初予算額に比べまして、率にして、3.2%の増となっております。

その下の内訳の欄を御覧ください。

公共事業は、623億2,793万1千円で、本年度当初予算額に比べ、率にして2.1%の増となっております。

内訳としまして、一般公共が442億3,243万4千円、災害関連が27億3,433万7千円、国直轄事業の負担金が59億846万5千円、公営住宅が5億4,096万5千円、災害復旧が89億1,173万円となっております。

公共事業における主な取組といたしましては、九州北部豪雨や台風第18号災害からの早期復旧はもとより、玉来ダムの整備や河川改修等の治水対策、砂防施設の整備等土砂災害対策、そして南海トラフ地震に備えた大分臨海部コンビナート護岸の強化など、防災力の強化に取り組めます。

また、九州の東の玄関口として、人や物の流れの拠点化づくりを進めるため、中九州横断道路や中津日田道路など広域道路ネットワークの整備にも重点的に取り組んでまいります。

次に、内訳の一番下、非公共事業につきましては292億3,833万3千円で、本年度当初予算額に比べ、率にして5.5%の増となっております。

非公共事業における主な取組といたしましては、災害を教訓として、流下能力が低下した河川の河床掘削や、大規模地震に備えた住宅の耐震化などに取り組んでまいります。

加えて、ラグビーワールドカップの開催に向けた大分スポーツ公園総合競技場の改修やおもてなしの道路環境整備、九州の東の玄関口の拠点となる大分港や別府港において港湾計画の変更に向けた調査、検討にも取り組めます。

次に区分欄、特別会計を御覧ください。

まず、1番目の大分県公債管理特別会計については、当初予算額として4億1,546万1千円、その下の臨海工業地帯建設事業特別会計

については、当初予算額として4億572万7千円、その下、港湾施設整備事業特別会計につきましては、当初予算額として18億973万6千円を計上しております。

続きまして、2の債務負担行為につきましては、一般会計で82件、167億7,824万3千円、臨海工業地帯建設事業特別会計で、1件1億2,500万円の限度額をお願いしております。

以上をもちまして、30年度当初予算関係の総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から説明させていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

浦辺土木建築企画課長 それではまず、債務負担行為について御説明させていただきます。

資料は、平成30年2月大分県議会定例会議案の22ページをお開きいただきたいと思います。

一番下、41番の公有地の拡大の推進に関する法律により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対する債務保証の部分から、82件連続して、最後は122番までが土木建築部でございますが、このうち主なものについて御説明いたします。

次の23ページの上から2番目、43番の国道212号道路改良事業（耶馬溪工区）は、トンネル設備工事などに伴い、40億円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。

一番下、97番の玉来ダム建設事業は、玉来ダム貯水池内の管理用道路工事などに伴い、10億5千万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

その他は、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事に加え、施工時期の平準化の観点から適切な工期を確保すると、工期が31年度以降にわたる工事等について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

続きまして、土木建築企画課関係の歳出予算

のうち、主なものを御説明いたします。

恐れ入りますが、別にお配りしております平成30年度土木建築部予算概要の17ページをお開きいただきたいと思います。

左上の枠外に款、項の名称、右上枠内に目名を記載しております。

また、表の一番左に事業名、その右隣には30年度当初予算額を記載しております。

一番下の建設産業構造改善・人材育成支援事業費ですが、予算額は2,305万6千円です。

右の事業概要欄にマル特と記載された箇所を御覧ください。

建設産業においては、担い手の確保とその定着が喫緊の課題であることから、情報発信のためのホームページ作成・改修や、シャワー、女性用トイレ・更衣室の設置など就労環境の改善の取組に対して、今回新たに支援を行うものでございます。

麻生建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

予算概要15ページにお戻り願います。

事業名欄の一番上、共生のまち整備事業費ですが、予算額は8千万円です。本事業は、高齢者や障がい者はもとより女性や子どもを含む全ての県民が障壁がなく自由に行動できるよう、歩道の段差解消や、スロープ・手すりの設置など県が管理する公共施設のバリアフリー化に取り組むものでございます。

次に、上から二つ目、地域の安心基盤づくりサポート事業費です。予算額は7,200万円です。本事業は、地域に安心して住み続けられるよう、防災や生活環境の保全などを図るため、河川等の支障木伐採などを業者と連携して行うとともに、ボランティア等の地域活動を支援する資機材の整備を行うものでございます。

足田用地対策課長 用地対策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

恐れ入りますが14ページにお戻り願います。

事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費でございます。予算額は10億円です。本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に、機動的に対応するため、大分県土地開発公

社が先行取得により、事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保しているものでございます。

稲井道路建設課長 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

20ページをお開き願います。

道路橋梁調査費でございますが、予算額は9,179万5千円です。本事業は、中津日田道路の耶馬溪一山国間など国道、県道における将来の新規事業化に向けた事前調査や道路台帳補正などを行うものでございます。

次に、下の21ページを御覧ください。

事業名欄上から3番目、公共の国直轄道路事業負担金ですが、予算額は27億5,400万円でございます。本事業は、国土交通省が管理する一般国道の改築等に要する費用の負担金でございます。

和田道路保全課長 道路保全課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

23ページをお開き願います。

事業名欄上から2番目、道路維持修繕費ですが、予算額は、16億8,421万6千円です。本事業は、安全で快適な道路環境を確保するために行う道路の草刈り・清掃、街路樹の管理並びに県が管理する道路のパトロール、応急維持補修などを行うものでございます。

次に、その二つ下、単独の道路防災事業費、予算額9億2,450万円と、事業名欄の一番下、公共の道路防災事業費、予算額10億3,393万6千円です。これらの事業は、防災拠点などを結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進するものです。

次に、同じ23ページ、事業名欄上から5番目の身近な道改善事業費ですが、予算額は8億円です。本事業は、住民の生活に密着した道路の安全性・利便性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道の整備などの小規模な改良や通学路の安全対策を実施するものでございます。

後藤河川課長 河川課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

28ページをお開き願います。

事業名欄の上から2番目、河川海岸維持管理費ですが、予算額は2億1,131万5千円です。本事業は、芹川・北川ダムの管理者負担金や河川・海岸の堤防の草刈り費などの管理業務に要する経費でございます。

次に、30ページをお開き願います。

事業名欄の上から3番目、単独の緊急河床掘削事業費ですが、予算額は4億5千万円です。本事業は、台風や集中豪雨などによる浸水被害から、河川周辺住民の生命、財産を守るため、土砂の堆積が著しい河川において、早急に河床掘削を実施するものでございます。

次に、その一つ下、公共の広域河川改修事業費ですが、予算額は29億2,969万9千円です。本事業は、河川の流下能力を確保するため、九州北部豪雨や台風第18号により被災した河川をはじめとした県管理河川において、比較的規模の大きい河川改修を実施するものでございます。

次に、31ページを御覧ください。

事業名欄の上から3番目、公共の治水ダム建設事業費ですが、予算額は34億6,250万円です。本事業は、過去の集中豪雨等で甚大な被害を受けた竹田地域を水害から守るため、玉来ダムを建設するものです。現在は工事用道路工及び本体の基礎掘削を進めており、平成30年度には、引き続き本体の基礎掘削を進めるとともに、コンクリート打設に着手する予定でございます。

次に、34ページをお開き願います。

事業名欄の上から3番目、公共の災害復旧事業費ですが、予算額は86億3,173万円です。本事業は、過年災害分として、平成28年、29年に被災した河川等の復旧を引き続き進めるとともに、現年災害分として、平成30年に新たな災害が発生した際に、迅速に対応できるよう、あらかじめ計上するものでございます。

梶原港湾課長 港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

35ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、ポートセールス戦

略強化推進事業費ですが、予算額は1,857万6千円です。本事業は、RORO船の便数充実を好機と捉えまして、大分港大在地区をはじめとした県内の港の活性化を図るため、利用促進・集荷推進対策などを通じて、ポートセールスを強化するものでございます。

次に、37ページを御覧ください。

事業名欄の下から2番目、公共の津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は1億1千万円です。本事業は、津波・高潮対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保を図るため、施設の補修を行うとともに、長寿命化計画を策定し、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を促進するものでございます。

次に、39ページを御覧ください。

事業名欄の下から2番目、公共の港湾改修統合事業費ですが、予算額は6億508万5千円です。本事業は、岸壁や防波堤などの既存施設の機能維持及び利便性の向上を図るため、維持補修や局部改良を実施するものでございます。

次に、その一つ下の公共の国直轄港湾事業負担金ですが、予算額は4億5,834万5千円です。本事業は、国が実施する航路しゅんせつ、防波堤及び岸壁などの整備に係る負担金でございます。

次に、40ページをお開き願います。

事業名欄の上から2番目、公共の国直轄空港事業負担金です。予算額は4億9,218万7千円です。本事業は、国が実施する大分空港の整備に係る負担金でございます。

亀井砂防課長 砂防課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

42ページをお開き願います。

事業名欄の一番下、公共の通常砂防事業費、予算額6億7,393万3千円と、次のページの事業名欄の一番上、公共の火山砂防事業費、予算額7億5,390万6千円です。これらの事業は、土石流から人家等を保全するため、砂防えん堤工などを実施するものでございます。

次に、その四つ下、公共の急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は12億5,660万4

千円です。本事業は、急傾斜地崩壊危険区域のうち、緊急度の高い地区において、擁壁工、法面工などを実施するものでございます。

次に、その三つ下、公共の砂防災害関連事業費から一番下の公共の緊急急傾斜地崩壊対策事業費までの4事業ですが、予算額は合計20億6千万円です。これらの事業は、災害が発生した場合の緊急対策として、速やかに対応できるよう、砂防えん堤などの整備に係る所要額をあらかじめ計上しているものでございます。

渡辺都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算の主なものについて御説明いたします。

49ページをお開きください。

事業名欄の上から三つ目、単独の街路改良事業費でございますが、予算額3億311万8千円で、別府市の山田関の江線ほか、都市計画道路4路線の整備促進を図るものでございます。

その下、公共の街路改良事業費でございますが、予算額は15億6,078万円で、大分市の庄の原佐野線ほか6路線の整備促進を図るものでございます。

藤崎公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

50ページをお開きください。

農業集落排水事業費ですが、予算額は4,921万円です。本事業は、佐伯市、宇佐市などにおきまして、市が実施する農業集落排水施設の調査及び最適整備構想に基づく改築工事などに対し、補助するものでございます。

次に、51ページを御覧ください。

漁業集落排水事業費ですが、予算額は7,950万円です。本事業は、佐伯市、臼杵市が実施する漁業集落排水施設の機能保全計画の策定及び保全対策工事などに対し、補助するものでございます。

次に、52ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、公園維持管理費、予算額1億3,019万円及びその一つ下、大分スポーツ公園等管理運営事業費、予算額4億6,960万7千円は、大分スポーツ公園など

の都市公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費でございます。

宮本建築住宅課長 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

54ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、住宅耐震化総合支援事業費ですが、予算額は9,752万円です。本事業は、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅等の耐震性を向上させるため、住宅所有者が行う耐震診断・耐震改修に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものでございます。

次にその一つ下、子育て・高齢者世帯住環境整備事業費ですが、予算額は4,300万円です。本事業は、子育て世帯の住環境の向上や高齢者の暮らしの安心確保及び三世帯同居の支援に向けた住宅改修等に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するほか、県営住宅の空き室を活用して子育て世帯向けの改善工事を行うものでございます。

次に、55ページを御覧ください。

事業名欄の上から4番目、がけ地近接等危険住宅移転事業費ですが、予算額は285万円です。本事業は、土砂災害特別警戒区域内等一定の条件を満たす危険住宅の所有者が、家屋の除却や安全な場所への住宅建設又は購入に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものでございます。

藤田公営住宅室長 公営住宅室関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

54ページにお戻り願います。

事業名欄の一番下、県営住宅等管理対策事業費です。本事業の予算額は、5億6,094万5千円で、県営住宅等の計画修繕や家賃滞納者に対します法的措置、管理代行者への使用料収納や入退去事務等の業務委託などに要する経費でございます。

次に、56ページをお開き願います。

事業名欄の上から2番目、公共の県営住宅建設事業費でございますが、予算額は3億1,624万2千円でございます。本事業は、県営城南住宅の建て替え工事等を行うものでございま

す。

樋口施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明いたします。

57ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は1億459万円です。本事業は、西部・北部保健所等の建築設備の防災対策強化や県有施設等のつり天井の耐震化工事等に要する経費でございます。

次に、その一つ下、営繕関係受託事業費ですが、予算額は12億2,631万4千円です。本事業は、県立病院の大規模改修工事の継続と精神医療センター新築工事に着手するための経費でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

吉岡委員 ちょっと二つほど教えてもらっていいですかね。御説明いただきました予算概要17ページ一番下の事業概要のマル特です。女性の職場環境、女性が土木の関係で仕事がしやすいように、トイレ整備とかいろいろあったんですけど、これは企業がしたところに補助するということなのか、具体的にどういうふうに支援をされるのか教えていただきたいということと、土木建築に属する女性の割合、結構増えてきているのか、一度ドボジョというPR動画を見たことがあるんですけど、あれの効果とかいうのも教えてもらいたいと思います。

浦辺土木建築企画課長 それではまず、どんなふうに補助をするか、施業するかということなんですが、各建設業者、許可を持っている業者さんが女性を雇用したい、女性の定着を促進したいということで女性専用のトイレを造ったり、更衣室を改修したいという話がありましたら、そのような経費を対象にして20万円を上限に、2分の1で補助しようかなと考えております。

もう一つ御質問の、どれくらいドボジョがということについては、大変申し訳ありませんが正確には把握しておりませんで、女性をこういった業界にという動きをしようということで、ドボジョの会のイベントをやったり、テレビ放

映に女性技術者に登場してもらうなど、そういった若い頃から女性がこういった業界に興味を持っていたかのような雰囲気づくりをやっているところがございます。

吉岡委員 はい、分かりました。女性がますますいろんな分野で活躍できることを祈っています。

もう一つ、49ページの一番下の街路改良事業費について、先日、記者会見で庄の原佐野線の万寿橋、宗麟大橋が開通して、すごい効果が上がっているということを伺いました。私も時々利用するんですけども、大変満足しており、役に立ってありがたいと思っています。

そこで質問なんですけど、あそこを元町から下郡に降りていくと4車線になっており、左折、直進、右折、三つに分かれていたと思います。それが、宗麟大橋を下ってから右車線に入っておかないと直進には入りにくい。急に下がって進むと左折になっていたんですね。知っている方は初めから右折に入るんですけど、私も含めて知らない方は、左側を走っていたら、急に降りたところから右車線に入らんと直進できないということが分かりました。

あそこは私だけなのかもしれませんが、急に下っているものですから、手前の方から道路に右折と直進と左折という表示をしていた方がよいのではないのでしょうか。下って急に曲がる車とかもあって危ないかなと思ったので、今整備中でいろいろお問い合わせがあるかも分かりませんが、そこら辺はどうなんですか。

渡辺都市・まちづくり推進課長 委員御指摘の状況が私どもの調査でも見受けられております。これにつきましては、委員御指摘のとおり、右側に寄らないと直進ができませんので、現在、警察と協議を進めております。

具体的には、左側車線で直進がいいのか、右側車線に寄っていただくための事前の表示をするのがいいかということを協議中でございます。

そんなに時間はかけずに対策できるよう準備しているところでございます。大変申し訳ありません、よろしく願いいたします。

吉岡委員 ありがとうございます。あとは要望

ですが、今後10年以内にあれが米良まで開通するという青写真はあると思うんですけど、今とても線路下の道が混んで、そこを通り越したら通りやすいんですね。

今から取り組まれると思いますので、しっかり推進をお願いしておきます。

嶋委員 道路や橋梁などのインフラの点検ですが、この点検結果を分析していくということが大事だと思うんですよ。

何が言いたいかというと、点検結果のデータを蓄積していったって、将来の劣化などを予測できるようにになれば、このインフラの長寿命化も効率的にやっていけると思うんです。

県も点検を始めてもう何年経過したのか、正確には把握しておりませんが、長いことやっていけばそういう力も身に付いてくると思うんですが、いかがですか。

和田道路保全課長 例えば、橋梁の話を行いますと、定期点検を21年度から25年度にしまして、その結果で今補修しているところです。

また、26年度から30年度までは2期計画に基づく2回目の点検を始めているところがございます。点検の結果につきましては、当然それぞれの橋梁について劣化の状況を記録しておりまして、1回目の結果と2回目の結果でだんだんと劣化が進行している状況が記録をされております。

今後点検を繰り返すことになりますので、その劣化の進行具合で予測をするという形になっていくと思います。どんな速度で進行していくかはもうデータを積み重ねていかないといけない世界だと思いますけど、全国的にそういうふうな形で予測をするようになるかと思えます。

嶋委員 技術力というのはまだまだ追いついていないと思いますが、長いこと続けていくことでそういう技術力も付いてくると思いますので、これしっかり念頭に置いてやっていただきたいと思えます。

もう一つ、住宅の耐震改修についてでございますが、昭和56年以前、旧耐震基準で建築された住宅地がかなりあると思うんですよ。ただ、人口減少などによって、こうした古い住宅が除

去されて減っていくことが想定されると思うんですが、この耐震改修の目標戸数はどのように考えているか。

それから、災害時に人命を守っていくためには、しっかり耐震化を進めていく必要があると思いますが、大事なことは耐震改修の対象のメニューを充実させていくことでありまして、例えば、建て替えだとか部分改修とか、メニューの中にあると思いますが、そのほかにも何かメニューがあるんですか。

宮本建築住宅課長 耐震木造住宅の件ですけど、耐震化の戸数という点について、最終的には戸数になるんですけど、現在はパーセントで整備を管理しております。現在、住宅は72%なんですけど、その耐震化率を5年後に82%に持ってくるという管理をやっています。それについては当然母数としては戸数ということになっておりますけど、耐震化の目標としては、当課としてはパーセントで行っています。

また、メニューですけど、来年度からいろんな耐震改修のメニューを増やしております。建て替えについては耐震化というところでは、補助はしておりません。それから、解体についてもしていません。あくまでも既存住宅の改修というところの補助メニューです。その点につきましても、以前は1種類しかなかったんですけど、来年度からは家の大きさ、古さ、耐震性能及び弱さについて改修の費用を3段階に分けるというようなメニューを作ろうとしております。

嶋委員 耐震化の目標パーセントが5年後に82%。耐震化の目標のパーセントは分かりましたけど、耐震診断の目標数も定めているんですか。

宮本建築住宅課長 それは定めておりません。

嶋委員 そうですか。それともう一つ、耐震診断はしたけれども、どうしても耐震改修はできないという方もおると思うんですよね。耐震改修、住宅の部分改修はできなくても、究極の目的は災害時に人命を守っていくということなので、耐震改修はできなくても、災害時に寝ていて自分の命を守るための防災ベッドなんかも補助の対象にしてはいいかなと思います、い

かがですか。

宮本建築住宅課長 現在、御存じのとおり、今年度からシェルターという形で補助をするようにしました。このシェルターは簡単に言いますと、一部屋を改修して2階が崩れてきても、その部屋だけが残るという改修です。

今言われる防災ベッドというのは、同じように寝室になると思うんですけど、寝ていたときに崩れたときに助かるというところなんです。これについては、工事ではなくて備品というか、家具というものであり、当課は改修の工事について補助しているところですので補助対象としておりません。

嶋委員 よく分かるんですけどね、さっきも申し上げたように、災害時に人命を守るのがこの住宅の耐震化の目的なので、どうしてもできないという人については、そのくらい柔軟に対応すべきだと私は思っているの、是非御検討ください。

阿部土木建築部長 先ほどおっしゃいましたベッドの関係は、もちろんそういった大事なものがあつたということは存じております。防災局の方ともその点については今後どうするかということをお協議させていただきたいと思つたいます。

嶋委員 よろしくお願ひします。

小嶋委員 以前、担当の方と話をした記憶があるんですけど、住宅の中にある急傾斜地の改善が、今、大分市西部地域の賀来の方で進んでおります。

現在、3期目か4期目の工事に入つていふ思うんですけど、既に終わった工区のところではもう雑草が出ていて、その整備をどうするかということに多分なるんだと思うんですけど、自治会の方々が言うには、県からこういうのは自治会でやってくれというようなことを言われるんじゃないかというような懸念もあるんですね。

私がおその話を聞いたときには、前は自治会の皆さんが管理をしてた土地が、今は県の土地として県が管理をしてるんだから、その後の管理についても基本的には県がするということていいじゃないですかということはお伝えしました。

ただし、自治会の皆さん方からすると、やっぱりせにゃいけんのかなと思ったり、県から言われるとちょっと弱いなというような思いがあるみたいなんです、そういうところの物の考え方としては基本的にどうなんでしょうか。

麻生建設政策課長 そういった課題に対する対応としまして、建設政策課の持っております地域の安心基盤づくりサポート事業の中で、急傾斜地で必要な草刈りや木を切る、木が大きくなって倒れる危険があるといったことに対して対応しております。

道路等に比べて、草はやっぱりある程度伸びて、もう切らんといかんというぐらい伸びたときには切りますけれども、毎年毎年定期的というわけではなくて、やはり支障があると、問題が出たというところに対してはこの事業でやっております。

当然、県で管理している土地ですので、そういった御要望とか連絡があれば対応していきます。

小嶋委員 今の件、分かりました。またいろいろと相談とか要望があったときには御相談をさせていただきたいと思います。

それから、49ページ、さきほど話があったんですが、公共の街路改良事業で庄の原佐野線ほか6路線の整備に関する経費というので15億円ほど予定してあります。

この6路線の詳細は私も把握していませんが、一般質問でも申し上げた記憶があるんですけど、この路線がそこに入っているかどうか分かりませんが、大分外郭環状線の久土から細までの間の工事着工の計画、あるいは考え方はどうなっているのか。

確かに大分市内全域を網羅して工事をなさっているので、予算的に大変難しい問題があり、かつ、県の判断としては久土から先はそんなに交通量が多くないと思われるので、細までの間の工事はそう早くなくてもいいという判断になるかもしれません。

しかし、地元の方々は、せめて臼坂バイパスまでぐらいは早期に抜けるとありがたいというふうにおっしゃっております。

これは一般質問の中でも触れさせていただいたんですけど、ここはもう14年ほど工事が動いていませんからね。また、非常に心苦しいのは、毎年、外郭環状道路の期成会を開いて、県も市も共催で開いてですね、そこに地域の自治会の皆さん必ず来られるわけですよ。来られて、部長、あるいは審議監の説明聞いて、もうこれ以上俺らは言えんのかなという思いで毎年帰られているんですけど、ぼろっと、せめて臼坂バイパスまでは抜けてくれると、いざ災害が起こったときの逃げ道が少し広がるのになというように漏れ聞くわけですね。

ですので、せめて工事の計画を早目にしていただくなり、そういう計画は見えているものがあるとすれば、地域の人にもっと丁寧に御説明いただけるといいと思うんですけど、その辺の御計画はいかがでしょうか。

稲井道路建設課長 お尋ねの件、一般質問でもお尋ねいただいて、部の考え方はお答えさせていただいたとおりで、委員の御指摘のとおり、大分都市圏については各所に同じように御要望を多々いただいておりまして、その中で限られた予算の中で大分市の東部におきましては今、鶴崎拡幅ですとか、細馬場線含めた主要道路を行っております。

197号の東バイパスにつきましても、供用開始後、周辺の市道等含めて、大在港などへのアクセス、また周辺の工業、企業群の方へのアクセスも非常に改善しているような実態もございまして、現在のところ、明示できるような事業計画についてはお答えできるものは持ち合わせてございません。

予算も限られておりますので、まずは今行っている事業をしっかりと片付けて、その整備工区を見ながら検討したいと考えています。

この3月議会の一般質問においても、南部工区をという大きな宿題もいただいております。また、挟間方面も含めて大分市内どこを向いても難しい問題があり、御要望もたくさんいただいております。そういった中で、国、市とも話をしながら優先順位を付けるなりしっかりと議論した上で、できるだけ早く整備の方針を示せる

ように我々としても努力してまいりたいと思っております。

小嶋委員 ありがとうございます。できるだけ早くしていただけるとありがたいと思っておりますので、強く要望しておきたいと思いますが、それと同じように道路の整備をしていくお金がなかなかない中で、横瀬の富士見が丘第1進入路以降向こう側ですね、これも結構地域の要望は強いものがありますよね。第1進入路までは改良が進んでいるので随分改善はしていると思うのですが、それから向こうが狭くて、結構通行も多いという状況があるので、その辺の計画はいかがでしょうか。

稲井道路建設課長 御指摘もごもっともでございます。昨年、横瀬の部分ですね、新規事業化を国の方でされて、国の方も210号、市内側から順次拡幅工事を進めていただいております。さきほどの197号の東バイパスの先も含めてなんですが、国と市で話をする中でこの部分もやはり大きな問題として認識してございまして、国の側も横瀬の新規事業化したものの一定のめどが立った後は、当然そちらの方に向かっていくというふうなことは伺っております。

ただし、これも予算ありきの話になりますので、今後もしっかり議論をして、県としては当然ながらやってほしいというのは知事を筆頭に、東京に行く度にお話をさせていただくよう考えておりますので、委員の皆様の御支援もいただければと思います。

井上副委員長 20ページで、中津日田道路の耶馬溪一山国間が事業化に向けた調査費が付いているんですが、ということは事業化が近いと。例えば、31年度ぐらいには来そうだとか、そんな感じがあるんでしょうか。

稲井道路建設課長 新規事業化に向けて、この橋梁調査費というのはいただいております。今、調査をしております。事業化の見込みでございまして、まだ立っていないというのが公式な見解でございます。

現在、耶馬溪道路と日田山国道路と、この2工区を現在事業を行っております。耶馬溪道路が32年度の開通を目標としてございます。

私どもとしては、耶馬溪道路が完成の暁には次の工区にもしっかり取り組みたいということで、今そのための資料作りを行っております。当然ながら非常に事業規模が大きくなりますので、国の予算確保のために要望の下準備なり、事前協議を行っているところです。その結果を踏まえて、しかるべき時に着手時期について御説明できればと思っておりますが、現時点ではまだ未定でございます。

井上副委員長 日田山国道路、今事業化されて何年かたっていますけど、これができたときにはたしか中津日田道路の80%ぐらいができるんですね。だから、最後に残っている重要なところなので、よろしく願います。

木田委員 一般質問の関連もあるんですけども、3点お伺いします。

一つは、別府港の施設関係の整備の今後の整備スケジュールの見通しを教えてくださいということ。

もう一つは、国直轄の大分港海岸保全施設の事業、19年間で300億円だったと思いますが、今年の負担金が3億くらいですかね、今回の国の全体の事業費がいくらで、地元の負担割合が何%になっているのかということ。

最後に、今、海側の整備が津留の方からされていきますけども、河川側ですね、津波は河川遡上していくことをこの間テレビでもされていましたが、裏川とか乙津川とか、そういう海側じゃない方の事業というのは今後どういうふうに考えられているのか、その辺を教えてくださいと思います。

梶原港湾課長 まず、別府港の件ですけども、先日の質問でもお答えさせていただきましたけれども、まずは港湾計画の変更を来年度考えておまして、それを着実に進めた上で、にぎわい施設の方の検討に入っていくような形になると思います。その際、フェリーの大型化が控えておりますので、まず、その大型化に対応する岸壁だとかというのを整備していきたいと考えております。

2点目の大分港海岸について、今、国へ要望中であり、3月末には国の内示が出ると思ひ

ますので、それを見てお答えしたいと思います。

負担金の方ですけれども、おおよそ3分の1でございます。

後藤河川課長 河川側についての津波の影響でございますが、昨年度、大分市、臼杵市、津久見市及び佐伯市の都市部、22河川において津波遡上シミュレーションを地質調査と同時に行って、影響の範囲を調べて、現在、対策工法について検討をしているところでございます。

具体的にハードをどうするかというのは出ておりませんが、出水期前の点検等で堤防等もしっかり見てまいりたいと考えております。

木田委員 別府港については港湾計画がまだはっきり、いつ決まるか分からないので、いつ整備が完了するかの見通しが全く立たないという状況なのか、5年以内にはできるとかいうような状況なのか、その辺が分かれば。

梶原港湾課長 港湾計画の変更は30年度末を目指しております。

フェリーの大型化については、会社の方との協議では34年とか35年と聞いておりますので、その前に大型化についての岸壁の整備は終わりたいと思います。

まだ全体的ににぎわい施設の関係、もっと宇和島運輸さんの方の整備だとか、それも控えておりますので、全体の終了がいつというのが言えないという意味でございます。

木田委員 分かりました。ありがとうございました。

衛藤委員長 ほかにないようではありますが、委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案平成30年度大分県臨海

工業地帯建設事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

梶原港湾課長 第10号議案平成30年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、御説明いたします。

資料、平成30年度土木建築部予算概要の58ページをお開きください。

表の一番左、区分欄の上から2番目でございます。予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にありますように、4億572万7千円でございます。歳入の主な内訳でございます。予算額(A)欄の二つ右、財産収入として、土地の貸付料が750万円、その一つ右、繰入金として、企業立地促進等基金などからの繰入金2億1,312万7千円でございます。さらにその二つ右、県債としまして土地造成事業債の借入れが1億8,500万円でございます。

次に、60ページをお開き願います。

歳出につきましては、表の一番左、事業名欄の一番上、6号地事業費です。予算額は3億9,260万円です。本事業は、6号地の売却に向けた整備及び維持管理などに要する経費でございます。

次にその一つ下、公債費ですが、予算額は1,312万7千円です。本事業は、6号地造成に伴う起債の利子償還に要する経費でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案平成30年度大分県港湾

施設整備事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

梶原港湾課長 第11号議案平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、御説明いたします。

同じ資料の58ページをお開き願います。

表の一番左、区分欄の上から3番目でございます。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にありますように、18億973万6千円でございます。

歳入の主な内訳でございますが、予算額(A)欄の一つ右、使用料及び手数料としまして、附属地や野積場などの使用料が13億9,473万6千円、さらにその四つ右、県債として、港湾施設建設事業債の借入れが4億1,500万円でございます。

次に、61ページをお願いします。

歳出につきましては、表の一番左、事業名欄の一番上、港湾施設管理費です。予算額は2億1,470万7千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費でございます。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費です。7,220万3千円ですが、指定管理者への委託料や維持修繕などに要する経費でございます。

また、その下、別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費の913万2千円も同様に指定管理者への委託料や維持修繕などに要する経費でございます。

次に、その下、港湾施設維持修繕事業費でございます。予算額は8,347万円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の維持修繕を行うものでございます。

次に、その下、公債費です。予算額は8億4,422万4千円です。本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金でございます。

次に、62ページを御覧ください。

港湾機能施設整備事業費です。予算額は5億8,600万円です。本事業は、大分港、津久見港、臼杵港、佐賀関港及び中津港のふ頭用地

の造成などを行うものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

小嶋委員 さきほど説明いただいた港湾設備整備企業特別会計の予算額の収入、歳入は18億円、それで、歳出が61ページで12億2,373万6千円と、あと62ページの合計5億8,600万円、これ足すと18億973万6千円になるんですかね、そういうことでいいんですよね。

梶原港湾課長 おっしゃるとおりです。

小嶋委員 念のためでした。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第44号議案平成30年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

浦辺土木建築企画課長 それでは、説明資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

第44号議案平成30年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、御説明いたします。

これは、1の提案内容にありますように、30年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法などに基づき、関係市町村に負担を求めることについて、議決をお願いするものです。

2の平成30年度負担割合にありますとおり、29年度から変更はございません。

なお、各事業の負担割合等については、事前

に市町村の同意をいただいております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第45号議案県道路線の変更について、執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 同じ資料の3ページを用いて説明いたします。

今回の変更は、路線の終点変更に伴い県道路線の区間及び名称を変更するものでございます。

県道菅原戸畑線は、右上の位置図に示しておりますとおり、九重町大字菅原の国道387号との交差点を起点としまして、玖珠町大字戸畑の国道210号との交差点までを結ぶ路線でございます。

左側の2経緯・今後のスケジュールとあわせて右下の変更区間説明図を御覧ください。

本路線では、終点付近の幅員狭小・線形不良区間の解消を目的としまして、平成22年に慈恩の滝工区として改良工事に着手しました。本事業には、国道210号と接続する旧終点(C)の交差点形状が悪いことから、交差点の位置を新終点(D)へ変更することも含まれておりまして、国土交通省や玖珠町が計画しております道の駅、慈恩の滝くすの整備と一体となって取り組みまして、昨年3月にはピンク色実線の改良区間全線が既に開通しています。

この改良事業に伴いまして発生します旧道のうち、右下の図のオレンジ色の実線で示します旧道部(a)につきましては、沿線上に住家が

あることから、町道として玖珠町に移管することで先方と合意しております。

また、紫色の点線で示しております同じ旧道部(b)につきましては、道の駅などにも含まれ、河川も横断する部分でございますが、廃道とする予定でございます。特に旧橋につきましては、河川管理上撤去する必要がございます、現在、出水期を避けながら撤去工事を進めているところでございます。今年の6月に撤去完了の予定でございます。

この工事完了に合わせまして旧道部の移管や廃道の事務手続を行う予定であり、本路線の終点の位置を図の旧終点(C)から国道210号との境である新終点(D)へ変更する必要があります。

左側の3路線名及び起終点の考え方についてでございますが、路線名は原則として、起終点の市町村名や大字名等により決定しております。従いまして、今回、終点を玖珠郡玖珠町大字戸畑から同大字山浦へ変更するとともに、路線名を菅原山浦線へ変更することについてお諮りするものでございます。なお、地元の町長及び住民の方にはあらかじめお諮りしまして、内諾を得ております。こういう事情で議会の承認をお願いするものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑もないようですが、委員外議員の方は御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案工事請負契約の変更について及び第47号議案工事請負契約の変更につ

いては、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 第46号議案及び第47号議案工事請負契約の変更について説明いたします。

さきほどの資料の4ページを御覧ください。

本議案は、中津日田道路のうち、中津市耶馬溪町で整備を進めております耶馬溪道路の中津3号トンネル工事を、起点側と終点側の二つの工区に分割し、平成26年12月15日にそれぞれ締結しました工事請負契約について変更するものでございます。

まず、第46号議案についてです。

本工事につきましては、起点・中津市側から掘削する1工区として、前田・西武・石栄特定建設工事共同企業体と契約中の工事でございます。

主な変更理由について御説明します。資料4ページの右側下段部を御覧ください。

変更理由が3点ございますが、まず1点目としましては、インフレスライドによる増額でございます。工事を進めるにあたり、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に増額するものでございます。

次に5ページを御覧ください。

まず、左側でございますが、2点目の変更理由としまして、膨張性を有する地質の出現に伴う変状対策による増額でございます。当初想定できなかった膨張性を有する地山の出現によりまして坑内で変位が発生し、対策工の追加が必要となりました。また、隣接する2工区側の工程が軟弱な地質の影響によりまして遅れたことから、先行する本工事への影響を回避する必要が生じたため、当初2工区側で施工する予定であった区間のうち、70メートルの区間を本工事で掘削するものとして増額するものでございます。

また、資料の右側を御覧ください。3点目は、良好な地質の出現により掘削費用等の減額がございました。現地で掘削を進めていく中で、想

定より逆に非常に良い地質が現れまして、学識経験者などによるトンネル検討委員会の意見を踏まえまして、約780メートルの区間におきましてトンネルの安定を図るための支保工の軽減などが可能となりまして減額するものでございます。

以上の理由によりまして、4ページ右上に記載しておりますとおり、契約金額は当初37億1,800万8千円に対しまして、変更38億9,141万9,280円、増額分としまして1億7,341万1,280円を今回変更するものでございます。

続きまして、第47号議案についてでございます。

資料の6ページを御覧ください。

こちらにつきましては、終点・日田市側から掘削する2工区として、三井住友・小田開発・野村特定建設工事共同企業体と契約中の工事でございます。

主な変更理由につきましては、先ほど同様3点ございます。まず、資料右側の下段部を御覧ください。

1点目は、先ほどと同じ、インフレスライドによる増額でございます。

次に7ページでございます。

資料左上でございますが、2点目としまして、軟弱な地質の出現に伴う補助工法の追加等による増額でございます。先ほどと同様に左上の写真にありますとおり、現地で掘削を進める中で、想定できなかった軟弱層や多量の湧水が発生いたしました。資料一番下に示すトンネルの縦断面図でございますが、中央部に赤色で①補助工法追加として取り上げた737メートル、工事区間の約半分程度について、施工時の安全性を確保するため、地山の崩落を防ぐ補助工法の追加が必要となりました。このほか、右側上段部の図のとおり、一方で良好な地質の出現もございまして、支保工の軽減、また1工区との工程調整による減額もありました。こうした要素の差引きをしまして、結果的に増額となっております。

また、資料右側の中段部でございますが、3

点目の理由としまして、先ほど申し上げましたような想定以上の湧水に伴いまして、濁水処理設備の増設、また掘削中の安全確保のための水抜きボーリングの追加によりまして、増額となったものでございます。

続きまして8ページでございます。

完成工期についても変更をお願いしたいと思っております。

2点、大きな理由がございまして、1点目は、軟弱層の出現によりまして掘削期間そのものが延長されたことによるものでございます。

先ほど御説明したとおり、軟弱層の出現によりまして掘削のための補助工法などの追加が必要となりました。このため、1日当たりに掘り進めることができる量が当初予定から8割程度に低下したことから、掘削期間が約5か月間延びるものでございます。

また、資料の右側でございますが、湧水対策の追加による延長もでございます。

多量の湧水に対応するため、濁水処理設備を追加する手続——瀬戸内海の環境保全のために特別な法律に基づく手続が必要でございまして、その手続を終えるのに約2か月間を要したものでございます。

その結果、資料上段に行程表を示しておりますが、工事の完成を当初より約7か月間延長するものでございます。

資料6ページの右上を御覧いただきたいと思っております。以上の理由をもちまして、契約金額は当初36億396万円に対しまして、変更49億8,918万2,040円となりまして、差引き13億8,522万2,040円の増額をお願いするものでございます。

また、完成工期は、平成30年5月31日のところ、変更しまして、同30年12月25日までとするものでございます。

なお、この工程の延期に伴いまして、耶馬溪道路そのものの32年度の供用については影響ございません。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

久原委員 質疑はないけど、どげん計算すればこんごつなるの、これ。例えば、38億円も49億円もかかるような工事だな、変更したら49億8,918万2,040円ち、2,040円はどげえしたら出るのか。

稲井道路建設課長 工事積算については、一人一人、1日当たりの労賃とか、資機材費というものに関して、役所側も民間側もそれぞれ見積もりを取って単価を決めております。そういったものを足し上げていった結果として、諸雑費という形で1万円単位とかに丸めるケースもあるんですが、今回の変更にあたりましては、もう精緻に積み上げたもので変更を行わせていただいたということで、数十円単位の見積もりの結果を積み上げた結果として、今回、増額をはじいてございます。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ないようでありますので、委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第46号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第48号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

和田道路保全課長 第48号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について御説明いたし

ます。

お手元の資料9ページを御覧ください。

本条例は、道路法第39条の規定に基づき道路占用料の額などを定めております。これまで3年ごとに見直しを行っており、今般、社会経済情勢の変動に対応するため、本条例の一部改正を行うものです。

今回は、3点の改正がございます。

1点目は、占用料単価の改正です。単価につきましては、所在地ごとに道路価格・使用料率に応じた国の算定方法を基に、沖縄県・佐賀県を除いた九州ブロック統一単価を採用しており、昨年4月の道路法施行令の改正を受けまして、九州各県で検討を行い統一単価を算定したところです。

2点目は、所在地区分の改正です。所在地の区分は、国が土地の価格や人口を勘案し定めております。全国の市町村を1級地から5級地の五つの区分に分けており、津久見市が地価の評価替え等により3級地から4級地に変更になったことに伴う改正を行うものです。

3点目は、端数処理方法の改正です。現行の算定方法は、占用物件の面積1平方メートル若しくは長さが1メートル未満の端数があるときは端数を切り上げて計算しておりますが、改正後は、小数点第2位まではそのままの数量で、小数点第3位を切り捨てる方法に改めるもので、占用料の額の精緻化を図ることを目的としております。

なお、今回の改正に伴い、占用料全体として、年間約1億8千万円から約100万円増加する見込みでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきも

のと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案大分県屋外広告物条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺都市・まちづくり推進課長 第49号議案大分県屋外広告物条例の一部改正について、御説明いたします。

資料の10ページをお開き願います。

まず、条例の概要でございますが、この条例は、広告物の表示を禁止又は制限することで景観の保護や公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、広告物の禁止地域の指定、あるいは広告物の設置の許可制度などについて定めたものでございます。

次に、改正の概要でございますが、昨年5月に都市計画法が改正されまして、右上の都市計画用途地域の変更の図に示しますように、第一種・第二種低層住居専用地域内などにおきまして、住居と農地が混在している地域を対象に、農産物直売所や農家レストランなどの農業用施設の設置を許容することによりまして、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成する地域としまして、田園住居地域という新しいテリトリーが創設されたところでございます。

これに伴いまして、改正の概要の②のとおり屋外広告物法も改正され、県条例に基づいて広告物の表示等を禁止できる地域に、この田園住居地域が追加されることとなります。

このため、本条例におきましても、資料右下の表の下段に示しますとおり、第一種・第二種低層住居専用地域などの広告物の表示等を禁止する地域に、新たに田園住居地域を追加したいというものでございます。

施行日は改正屋外広告物法と同じ、平成30年4月1日としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

なお、次第の(3)の諸般の報告にあります④大分県立病院大規模改修1期工事の進捗状況についても関連いたしますので、一緒に説明をお願いいたします。

樋口施設整備課長 第50号議案工事請負契約の締結について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

本議案は、県立病院の老朽化に伴う大規模改修2期工事の請負契約についてでございます。

工事の内容ですが12ページを御覧ください。

全体スケジュールとイメージ図の着色部分のとおり、主に本館東病棟、外来部門等の改修工事を行うものでございます。改修を行う区画を増築棟に一時移転しつつ、入院患者や外来の治療に影響のないよう配慮しながら施工を行います。

11ページにお戻りください。

契約金額は19億8,720万円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が平成32年9月30日といたしまして、株式会社佐伯建設と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

続きまして、県立病院大規模改修1期工事の進捗状況及び変更概要について御報告いたします。委員会資料の18ページをお開きください。

1番目の工事概要ですが、大規模改修1期工事といたしまして、主に西側病棟を中心とした工事を株式会社佐伯建設と契約しており、契約金額は15億8,760万円でございます。落

札率は99.8%、契約年月日は平成28年6月29日でございます、工期は平成30年7月31日まででございます。

2番目の進捗状況についてでございます。

資料右側の図を御覧ください。1期工事につきましては、黄色に着色しました部分を対象にしております、フロアごとに順番に改修・移転を繰り返しながら工事を実施しております。赤文字で表示しましたところが既に改修済みでございます、青文字の箇所が現在施工中の部分でございます。病院の居ながら改修であることから、安全確保が特に求められるような工事でございますけれども、これまでのところ順調に進めることができしております。今年度末の出来高は87.5%の予定で、7月末には予定どおり完了する予定でございます。

次に、3番目の変更概要についてでございます。

資料の下段を御覧ください。6階西病棟の中に一般病室がございまして、これを無菌治療室へ改修する変更が生じました。当初の予定では、10室ございます無菌治療室が工事中に限り1室になるという計画でございましたけれども、平成28年度及び30年度に2回の診療報酬改定がございまして、入院基本料を算定する条件として無菌治療室の確保が新たに必要となりました。これに伴いまして、工事中における無菌治療室を5室追加するものでございます。

具体的な工事の変更内容は、当初は一般的なエアコンや洗面台の設置であったものを、ゴミや粉じんを取り除く機能を持つエアフィルターを付けたエアコン、滅菌手洗い装置といった設備を洗面台に取り付けまして、設置するような工事を行います。

これら工事内容の変更によりまして、契約を変更する必要が生じており、契約金額が当初15億8,760万円に対しまして、約1,800万円の増額を見込んでおります。

この変更につきましては、次の第2回定例会で変更契約の議案を提出したいと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

浦辺土木建築企画課長 それでは、資料の13ページを御覧いただきたいと思います。

第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正に関する土木建築部所管部分について御説明いたします。

今回の改正は、まず改正内容の(1)として国が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、準用しております手数料を改正するものが砂利採取法関係で2件、建築士法関係で1件、合わせて3件ございます。

また、(2)として、建築基準法上の用語「建蔽率」の法律での表記が漢字に改められましたことから、それに従い改めるものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、これより採

決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

浦辺土木建築企画課長 それでは、資料14ページを御覧いただきたいと思います。

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の検討状況について御説明申し上げます。

前回、平成29年第4回定例会の本委員会でプレジャーボートの係留保管の適正化のための条例制定に向けた検討を開始する旨説明させていただいたところです。資料の1検討状況に記載しておりますとおり、その後有識者からなる検討会を設置し検討を開始しております。

検討会の会長には大分工業高等専門学校都市・環境工学科の東野准教授、副会長には山本弁護士、その他の委員として漁業協同組合や小型船舶安全協会などの利用団体、プレジャーボートの販売事業者や製造事業者、そして県だけでなく国や市といった水域管理者との連携も必要なことから、そうした方々にも委員になっていただき、条例案の作成に向けて検討を進めてきたところです。

検討会の開催状況についてはその下にありますように、これまで3回開催し、条例の骨子や素案について議論をしてみました。

2の素案の概要のところを御覧ください。

まず(1)目的です。プレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を確立する、それにより良好な生活環境や景観の保全、県民生活の安全の保持、海洋性レクリエーション活動の健全な発展といったことを盛り込みたいと考えています。この海洋性レクリエーション活

動の健全な発展については、プレジャーボートの排除だけでなく適正管理が海洋性レクリエーションの発展などプラスの面もあるという委員の意見を踏まえ盛り込んだところです。

次に（２）から（４）まで、それぞれ関係者の責務を記載しています。まず、（２）県の責務については、国、市町村などと連携しながら施策を推進すること、所有者等に対して適正な係留保管の指導や広報・啓発活動に取り組むこととしています。（３）所有者等の責務については、法令を遵守しプレジャーボート等を適切に係留保管すること、廃船したときは速やかに処理すること、（４）事業者の責務については所有者に対する啓発、県の施策への協力について盛り込みたいと考えています。

（５）、（６）については、適正化推進区域に関する規定です。県内一斉に放置艇対策に取り組むことはなかなか難しいことから、重点的かつ優先的に取り組む地域を指定し、放置艇対策を推進していきます。（５）ではその地域の指定に関する規定を、（６）ではその指定した地域での取組として係留保管施設の確保と移動又は撤去に係る指導の強化といった点を明記したいと考えています。

この区域指定については検討会の委員の方々も関心が高かったところであり、指定する区域の範囲に関する意見や、県としてまずは係留保管施設を確保すべきという意見をいただいたところでございます。

最後に３今後のスケジュールです。本日の委員の皆さまからの意見も踏まえた上で、３月下旬から１か月間パブリックコメントを実施します。その後第２回定例会に条例案を上程させていただき、３１年４月の施行を目指したいと考えております。

衛藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、御意見はありませんか。

木田委員 素案の概要の（３）の二つ目のポツですけれども、廃船したときは適正かつ速やかに処理と書いています。この処理の内容ですけれども、これは事務的に処理すべきことなのか、物理的に処理する責務があるということか、そ

の辺の具体的にどういった処理を求めているのか。

浦辺土木建築企画課長 物理的に処理をするということです。

吉岡委員 今の関連で。これは条例なので、罰則規定は付くんですかね。

浦辺土木建築企画課長 罰則は、この条例自体には設ける予定ではありません。この条例をもとに適正化推進区域というのを区域指定して、関連する河川、港湾、漁港それぞれの水域管理者が連携してやっていかなければなりません。そのような河川、港湾、漁港それぞれの関係条例の中に法律に基づく罰則なりがありますので、そういったものを念頭に置きながら、この条例では連携して進めていくということが主題であります。

衛藤委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑等はありませんか。

麻生委員外議員 やっとここまで参りました。使用料条例との関連もしっかり踏まえて取組をしていただきたいと思います。

公平な使用料負担という観点で申し上げますと、払っていない人はもう億単位を超えている訳で、５年間遡ってでも取るというぐらいのことも使用料条例の中にあるわけですから、その部分をしっかり各委員さんにも認識をしてもらって議論していただきたい。その認識は、はっきり言って甘いと思うんですね。ここの委員さんたちは、その実態を十分認識しているのかなと。そこを分かった上での議論をしないと、この条例だけじゃなしに、これまでの使用料条例の分が放置されて、放置艇とならんようにしっかりその部分はやっていただくということが一つ。

それから、今回、目的がプレジャーボートを含めた海洋性レクリエーションという部分があります。

先日も一般質問で申し上げましたとおり、リーサスの最終審査に残った瀬戸内海のプレジャーボートについて、艇数が何艇あると、そして、

その稼働率が何%と、それをもっと海洋性レクリエーションとして有効活用するためにシェアできないかというような提案でありまして、それに対する課題とか全てもう今すぐは難しいという部分はあるものの、あの実態把握というのは非常におもしろかったので、ぜひこの委員さん方にも見ていただいて、そういった視点からもいかしていただければ幸いかなと要望して終わります。

久原委員 今に関連して、例えば、停泊料という意やろう、使用料というのは。そういうことでしたら、もしかして、津波が来たり何かしてやったときに、使用料取るんやから、県が管理せんやったからやと言って損害賠償をされるということはないのか。

浦辺土木建築企画課長 通常、天災の場合の除外規定といいますか、そういう考え方が保険の場合等ありますので、恐らく大丈夫だと思います。

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

稲井道路建設課長 平成28年12月に契約しました、主要地方道中津高田線の仮称「今津大橋」の上部工工事の進捗状況について御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開き願います。

資料左側の位置図を御覧ください。この中津高田線沿線には自動車関連企業や商業施設が立地しておりまして、当該区間よりも中津市中心部側は4車線化されています。宇佐市側は2車線となっております。このため、通勤時間帯などは混雑が発生しております。特に、事業を行っている区間につきましては歩道もないところもございまして、延長750メートル区間で現在道路整備を行っています。

このうち仮称「今津大橋」につきましては、犬丸川を渡河する延長140メートルの橋梁でございまして、現地でコンクリート製の主桁を架ける作業が完了するなど、現在順調に工事が進んでおります。今後は、橋梁の舗装等を施工し、今年の7月に橋梁そのものの完成という予定でございまして。

16ページを御覧ください。工事内容の変更がございまして。

工事を進めるにあたりまして、工期内の労務単価や鋼材等の資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用いたしまして、実勢価格に応じた工事費に変更し、約600万円から700万円くらいを変更する予定でございまして。

また、コンクリート橋架設時に、犬丸川を航行する漁船の安全を確保するため、安全巡視船を追加したことによりまして、約200万円から300万円くらいの変更を予定しております。

これによりまして、資料15ページの右上にございまして、契約金額は、当初5億7,693万6千円でございますけれども、約900万円の増額を見込んでおります。

これにつきましては、次回の第2回定例県議会において金額を精査の上で変更の契約議案を上程したいと考えております。

衛藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方は御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

宮本建築住宅課長 大分県高齢者居住安定確保計画の一部改定について御報告いたします。委員会資料の17ページをお願いします。

最初に、本計画につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律により定められた基本方針に基づき、計画期間を平成25年度から平成32年度までの8年間として、平成25年3月に策定したものです。

次に2番目の見直しの背景ですが、今後、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、さらには介護を要する高齢者の増加が見込まれております。このような中、平成29年3月には、上位計画である大分県住生活基本計画の見直しを行い、また、本年度中には、関連計画である第7期おおいの高齢者いきいきプランが策定さ

れる予定となっていることから、これらの計画と調和を図るため、一部改定を行うものです。計画期間につきましては、平成32年度までとし、パブリックコメントを経て策定をしています。

次に3番目の主な見直しの内容についてですが、1点目は(1)基本指標の変更です。

その中で、県内のサービス付き高齢者向け住宅につきましては、老人ホームなどと合わせると供給状況が他県と比べ進んでいるため、今後は地域の需要に配慮した供給の促進やサービスの質等を高めていく必要があることから、老人ホーム等も含めた高齢者向け住宅等の戸数指標の中で管理を行っていきます。

二つ目は、(2)目標の一部変更です。第7期おおいた高齢者いきいきプランの基本理念では、これまでの地域包括ケアシステムの構築からさらなる深化・推進を目指すとしております。これを踏まえ、本計画の目標3「地域包括ケアシステムの構築等による高齢者が安全に安心して住み続けられる地域づくり」の「構築等」の部分に「推進等」に変更し、あわせて施策の具体的取組についても見直しを行ったところです。

以上が今回の見直しの概要ですが、今後も本計画に沿って高齢者の住まいの安定確保に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

衛藤委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員の方の御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔阿部土木建築部長挨拶〕

衛藤委員長 せっかくですので、御勇退される方を代表して、黒木審議監にも御挨拶をお願い

します。

〔黒木審議監挨拶〕

衛藤委員長 ありがとうございます。これをもって土木建築部関係を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまは御苦労さまでした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

衛藤委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、ここで委員の皆さまに一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 これをもって、委員会を終わります。

お疲れさまでした。